

地域主権関連3法案の早期成立を求める要請活動及び地域主権戦略大綱への意見について 麻生全国知事会長及び横尾全国市長会相談役共同記者会見概要（未定稿）

- 【日 時】 平成22年6月10日（木）16：20～16：40
【場 所】 都道府県会館6階 知事室
【出席者】 麻生全国知事会会長
横尾全国市長会相談役

（麻生全国知事会会長）

今日は、菅総理大臣のところへ参りました。官邸では、菅総理大臣の他に、仙谷官房長官、逢坂補佐官も同席されました。一番はじめには、お祝い、激励ということでございます。そしてその後、私どもの方から、この2つのペーパーを持って行ってございまして、それに基づきまして、1つは、なんと言いましても、この地域主権関連3法案、これを是非今国会で通してもらいたい。もう参議院は通っているのだから衆議院だけじゃありませんかということも縷々申し上げました。総理は、それは非常によくわかると、わかっているのだけれども、実は今国会をどう運営するかについて目処が立っていない。例えばですね、総理の所信表明演説ささ明日行えるかどうかまだわからないというような状態になっているということです。国会が非常に今、難しい局面にあるということでもありますので、もちろんきちんと努力はするが、国会の見通しが立っていないということについていろいろ苦労しているという話もございました。

2番目にですね、地域主権戦略大綱、これを今月目処に策定ということになっておりますので、これについては是非、やはり今後の地域主権戦略の方針を決めるのに非常に重要なものであるので、今月中に決めていくという方針を守って策定をやってもらいたい。その際には、我々の地方の意見も十分に聞き反映させた形でやってもらいたい。特に地域主権戦略会議の議長は総理ですから、是非よろしくお願ひしたいということをお願いしました。総理は早速補佐官にどういう段取りで今進めているかという話がございまして、補佐官から、当初の日程の方向で今、会議も招集し進めていくこととしておりますということでございまして、これについては、総理もやっぺいこうというお話でございました。

3番目にはですね、成長戦略をしっかりとやってもらいたい。その場合には地域活性化ということですね。これについても是非その重要な柱にしてもらいたいし、その際には総合特区制度というようなものも積極的に採用してもらいたいということを行いました。これは仙谷大臣が非常にこの点は熱心でして、成長戦略は強く求めているんだなということ、むしろ積極的に官房長官のほうから、新しい総合特区制度のことについても言及がございまして、こういうことを積極的にやっていきたいということでござい

した。

4番目には、中期財政フレームについて議論されていますが、プライマリー・バランス論というのがまた出てきている。これについては小泉内閣の時に、我々はこのもとで交付税が削減されて、非常に地方財政が困難な状態に至った。いわば、我々にとっては悪夢である。こういう考え方を基準に財政運営されては、私どもは困るということと言ったんですが、総理はですね、プライマリー・バランス論を採るとは言いませんでしたけども、いずれにしても地方の行政需要の実態を考えて、それが必要な行政サービスができるようなことで考えていくんだと、この立場は全然変わっていませんということを強調されておられたということでございます。

そういうことでございまして、総理と初めての私ども六団体との会見でございましたが、総じて力を合わせて、地域主権あるいは日本の活性化をやっていこうという方向が明確な形で確認をされたということでございます。

その後、原口総務大臣にお会いしました。総務大臣に対しましても、この関連3法案の成立を是非お願いしたいということをお願いしました。総務大臣も非常に苦慮されておりまして、国会運営のことがなかなか難しいんだということも言うておりましたが、これを通すということは地域主権を進める上でも不可欠なことであるので全力を挙げて頑張っていきますということでございます。それから、大綱につきましては、何とか予定どおり決めたいという強いご意志を総務大臣はもっておられました。成長戦略等についてはこれまで話していたとおりでございます。財政再建については、やはり成長を通じて収益を、税収を上げるということがなければ、財政再建はできないんだと。やはり成長重視で、そのもとで財政の再建ということを達成したいという、これまでの総務大臣の持論を今日も強く言うておられたということでございます。

それから逢坂補佐官、あるいは総務大臣には、一旦開催予定になっておりました国と地方の協議の場、ここではもっぱら地域主権戦略大綱について地方側からの意見を聞くということになっていて、これが流れました。私どもは是非大綱を決める前に六団体との意見交換の場、国と地方の協議の場を設けてもらいたい、ということをお求めました。これは総務大臣、逢坂補佐官とも、それはやらなければいけないということで、その方向で何とか今、新内閣、大変なわけですけれども、調整しようということになりました。

そして、この前の国と地方の協議の場が流れましたので、我々六団体として大綱についての意見、これは本当は協議の場で言おうとしてたんですけども、今のような状態になりましたから、皆さんのお手元に配っております、地域主権戦略大綱についての六団体としての意見、これはこのような形で地域主権戦略会議に提出するということをお願いしました。それはそれで出してくれということでもありますので、我々はこれを地域主権戦略会議に地方六団体の意見として提出する考えでございます。

中身は、皆さん見ていただいていますように、全体の構成は基本的な考え方になります。

それから、地方税財源の強化ということを明確に位置づけてもらいたいということでございます。また、義務付け・枠付けの点、これも今、中途半端になっていますから、もっと項目を広げた形でやってもらいたいと。それから基礎自治体への権限移譲、さらにひも付き補助金の一括交付金化、これについての原則的な考え方を述べております。中でも、総額は今の補助金をまとめるんだから、今の補助金の総額をまず確保すること、一括交付金化するにしてもそれから出発すべきであること。それからよく言われていますけど、空飛ぶ補助金というのが出ていますが、これも一括交付金の対象にすべきであるということを主張しております。

国の出先機関の原則廃止、今ですね、抜本的改革となっています。これはやはりおかしいんだと。はじめは原則廃止で出発していたのではないかとということで、原則廃止という考え方のもとに、出先機関の改革、廃止について具体的な取り扱いについて提案を致しております。

それから、地方自治法の抜本改正、地域間の連携、直轄事業負担金の廃止等々についても意見を盛り込んでおまして、地域主権戦略会議は、来週早々にもやろうということで日程調整を行っているようでありますから、それにこの意見を提出するという段取りで進めて参りたいと思っております。以上です。

(横尾多久市長)

ポイントはもうすべて麻生会長がお話になりましたので特には付け加える内容は無いのですが、総理とお会いした席で申し上げたことは、私は、今日は、全国市長会の代表として参加させていただいておりますが、合わせて三年間作業しました地方分権改革推進委員会の委員をしまして、現在、地方行財政検討会議のメンバーでもあります。そういったところから、やはり、総理大臣を筆頭に総理官邸が強いリーダーシップで改革のアクセルを踏み続けていただかないとなかなか進まないということを痛感しました。

霞ヶ関の各官庁とのやりとりを通じても痛感しましたが、それをご紹介して、お話しして、是非強いリーダーシップで、改革に向けてさらなる力を発揮していただきたいということを申し上げました。地方がかねて、今麻生会長がお話になったように、非常に重要な改革としてこれまでも提案をし続けているので、是非国会の通過に向けて努力していただきたいということをお話ししました。重ねて何度も菅総理大臣からは、この重要性は非常に強く思っているので最後まで最大限の努力をしていきたいと思っているという旨のお話があったわけでございます。以上です。

(麻生全国知事会会長)

この要請先にちょっと書いておりませんが、実は今日、私の方は福田衆議院総務委員会筆頭理事にもお会いしました。要するに、衆議院に法律が行っているんだ、何とか通してくれということを書きまして、福田筆頭理事も通したいんだけど国会全体の運営がということにして、意欲は満々でございました。彼のご承知のとおり前栃木県知事であり、以前全国知事会のメンバーでもあったわけですね。ということで、何とかしたいという意欲は非常に強かったということがございます。以上です。

<質疑応答>

(記者)

地域主権3法の要請で、総理からは今国会で必ず通すと書いた、そこまでの言及は今回はあったのでしょうか？

(麻生知事会長)

総理から、今問題になっているのはですね、通すためにはやはり相当の会期延長がなければなかなか通りにくいのではないかと我々は思っていますけれども、そのような国会運営の全体についての話はございませんでした。所信表明演説さえ、まだ明日やれるかどうか、はっきり与野党の話が付かない状態に今陥ってしまっているんだというようなことで、国会運営について非常に苦慮しているという話がありました。

(記者)

今に関連してなのですが、最後まで最大限やっていきたいとおっしゃっていたということですが、それは総理がそういうふうにおっしゃったと受け取ってよろしいのでしょうか。

(麻生知事会長)

はい。総理はわかっているからいろいろ努力は一生懸命するんだということを言ってくれました。

(記者)

今国会で、地域主権3法案が成立しない場合、継続審議になるんでしょうけども、そ

うなった場合に具体的な今後何か影響は出てくるのでしょうか。

(麻生知事会長)

要するに、法律に基づいた国との協議が一向に開始できないということになる。今回出された枠組みというのは、法律上非常に強い国と地方の協議の場になるんですね。そのような強い形での国と地方の協議の場が、具体的に実行できないということになるというのが一番具体的な影響でありますし、それから、今進んでいますような来年度の予算編成の重要事項について本格的に協議しなければいけないわけですが、例えば、子ども手当も政府のほうで揺れてますよね。そういうようなことについての法的な協議とこの入れないというのが具体的な影響であると思います。